

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 第 8 期国立市介護保険事業計画を含む国立市地域包括ケア計画の策定に伴い、介護保険料を改定し、及び特別給付（継続的支援体制加算給付）の規定を新設するため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

国立市介護保険条例（平成 12 年 3 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 を次のように改める。

（特別給付）

第 6 条の 2 市は、法第 62 条に規定する特別給付として、規則で定めるところにより、次に掲げる給付を行う。

(1) おむつの給付

(2) 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援に係る加算給付

第 7 条中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 1 号中「28,900 円」を「29,600 円」に改め、同条第 2 号中「43,300 円」を「44,500 円」に改め、同条第 3 号中

「50,600円」を「51,900円」に改め、同条第4号中「60,000円」を「61,600円」に改め、同条第5号中「72,300円」を「74,200円」に改め、同条第6号中「合計所得金額」を「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この条において単に「合計所得金額」という。)

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この条において同じ。)」に、「79,500円」を「81,600円」に改め、同条第7号中「90,300円」を「92,700円」に改め、同条第8号中「108,400円」を「111,300円」に改め、同条第9号中「126,500円」を「129,800円」に改め、同条第10号中「144,600円」を「148,400円」に改め、同条第11号中「162,600円」を「166,900円」に改め、同条第12号中「180,700円」を「185,500円」に改め、同条第13号中「191,500円」を「196,600円」に改め、同条第14号中「202,400円」を「207,800円」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国立市介護保険条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する保険料について適用し、同日前に納期限が到来した保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度までにおける保険料の特例)

4 介護保険法第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までにおける保険料は、新条例第7条第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第7条第1項第1号に該当する者 14,800円
- (2) 新条例第7条第1項第2号に該当する者 25,900円
- (3) 新条例第7条第1項第3号に該当する者 48,200円